



令和8年熊本地震に係る住家被害認定調査の職員派遣について

令和8年熊本地震により被災された地域を支援するため、令和8年7月31日(金)に総務省の応急対策職員派遣制度(※)に基づく応援職員の派遣について、広島県から派遣依頼を受けたため、呉市では次のとおり応援職員を派遣します。

※応急対策職員派遣制度とは、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みのこと。

1 派遣場所

熊本県氷川町

2 活動内容

住宅被害認定調査(※)

※住宅被害認定調査とは 地震や風水害などの自然災害により被害を受けた住宅について、全壊、半壊などの被害の程度を認定する調査。

3 派遣期間(予定)

第1班：令和8年8月6日(木)～8月12日(水)

(呉市は奇数班に2名ずつ派遣の予定)

※第3班以降の要請があった場合は、広島県から提示されている派遣人数に応じて、第3班、第5班、第7班、第9班、第10班を予定しています。

4 派遣職員(2名)

人 事 課 1名

危機管理課 1名

5 市長激励

出発日の前日に市長が派遣職員と懇談し激励を行います。

日時：令和8年8月5日(水) 16:00

場所：市長会議室